

メタノールバンカリングの実施上の課題について：事業者提出資料

検討会開始前ではありますが、現時点で想定しているメタノールバンカリングの実施上の課題については、下記の4点です。

- ① 検討会での適用範囲について
- ② 国内で想定されるバンカリング船について
- ③ バンカリング船に係る設備要件について
- ④ 諸手続きのプロセスについて

①検討会での適用範囲について

- 本事業で対象とするバンカリング方式はStS方式のみか？その他の方式も対象とするか？



出典：ABS「METHANOL BUNKERING：TECHNICAL AND OPERATIONAL ADVISORY」

- 継続荷役(昼間に接舷し、バンカリング終了は日没後)や夜間の供給及び錨泊中のメタノール燃料船への供給を対象とするか？
- 上記のバンカリング方式について、ガイドラインは作成予定か？
- 横浜港をモデルに検討進めていくことに異論ないが、他地域でメタノールバンカリング事業を進める際の留意点等はどのように整理するか？(全国的にバンカリングポイントを展開する際の参考にしたい)

②国内で想定されるバンカリング船について

- 既存のケミカルタンカーがバンカリング船として使用できるようになる想定か。

③バンカリング船に係る設備要件について

- 既存ケミカルタンカーを使用する場合、バンカリング船に求められる設備要件をどのように扱うか。
 - ✓ 既存ケミカルタンカー：危規則
 - ✓ バンカリング船：危規則＋バンカリングガイドライン(？)

④諸手続きのプロセスについて

- 港則法の特定港内の一般岸壁におけるStS方式によるバンカリングにおいて現状の危険物接岸荷役許容量の適用を免れる条件が不明。

種類	類別		A	B	C1	C2
その他の危険物	引火性液体類	容器等級II	5	100	500	2,000

*単位は、正味重量(火薬類については、爆薬に換算した薬量)のトン数(圧縮ガスにあっては、容量(温度摂氏零度、ゲージ圧力零度kg/cm²の状態に換算した容積をいう。)100m³を1トンとみなす。)

参考(メチルアルコールの各法令での取り扱い)

- 消防法(濃度60%以上の場合)：第四類アルコール類(引火性液体類)
- 海防法(メチルアルコール)：有害液体物質 Y類物質(引火性危険物)
- 港則法(メチルアルコール)：その他の危険物(類別：引火性液体類)